

平成 2 3 年 第 2 回
箕面市教育委員会臨時会会議録

箕面市教育委員会

平成23年第2回
箕面市教育委員会臨時会会議録

1. 日 時 平成23年8月22日（月） 午後2時30分

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君
委員長職務代理者 白 石 裕 君
委 員 坂 口 一 美 君
委 員 福 井 聖 子 君
委員（教育長） 森 田 雅 彦 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長 中 井 勝 次 君
教 育 推 進 部 長 大 橋 修 二 君
教 育 推 進 部 理 事 若 狭 周 二 君
子 ど も 部 長 藤 迫 稔 君
生 涯 学 習 部 長 稲 野 公 一 君
教 育 推 進 部 副 部 長
兼次長(教育政策・学校管理担当) 岡 裕 美 君
教 育 推 進 部 次 長
(学校教育・教職員担当) 松 山 隆 志 君
子 ど も 部 副 部 長
兼次長(子ども政策・幼児育成担当) 木 村 均 君
子 ども家庭総合支援室長
兼子ども部専任参事
(青少年育成担当) 中 井 正 美 君
生 涯 学 習 部 副 部 長
兼教育推進部次長(人権教育担当) 小 西 敏 広 君
生 涯 学 習 部 次 長 谷 口 あや子 君
教 育 政 策 課 長 井 口 直 子 君
学 校 管 理 課 長 清 水 宏 志 君
教 職 員 課 長 北 村 清 君
子 ども 政 策 課 長 井 西 浩 君

| | |
|-------------------------------|--------|
| 子ども支援課長 | 細川美智代君 |
| 子ども部専任参事 (子育て応援担当) | 津田善寿君 |
| 子ども家庭相談課長 | 菅原かおり君 |
| 生涯学習課長 | 阿部一郎君 |
| 生涯学習部専任参事 (生涯学習センター・公民館担当) | 大浜訓子君 |
| 文化スポーツ課長 | 前田一成君 |
| 中央図書館長 | 江口寛君 |
| 生涯学習部専任参事 (知の地域づくり担当) | 一階世志明君 |

1. 出席事務局職員

| | |
|---------|-------|
| 教育政策課主査 | 森貴美君 |
| 教育政策課 | 松尾真恵君 |

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件
- 日程第 3 大阪府豊能地区教職員人事協議会の設置に関する協議の件
- 日程第 4 箕面市知の拠点づくりアクションプラン策定の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会所管に係る平成23年度箕面市一般会計補正予算（第4号）の件

(午後2時30分開会)

○委員長（小川修一君）：ただ今から、平成23年第2回箕面市教育委員会臨時会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○委員長（小川修一君）：ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は5名で、本委員会は成立しました。

○委員長（小川修一君）：それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において坂口委員を指定します。

○委員長（小川修一君）：次に日程第2、議案第48号「箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

○教育政策課長（井口直子君）：本件は、分限休職にかかる発令について、提案するもので、その内容としましては、かねてから病氣療養中の職員について、さらに療養が必要であるとの診断書が提出されましたので、8月26日付けで発令するため、提案するものです。

○委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第48号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）：次に日程第3、議案第49号「大阪府豊能地区教職員人事協議会の設置に関する協議の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教職員課長に求めます。

○教職員課長（北村清君）：本件については、平成23年6月3日、大阪府議会定例会において、「府費負担教職員の給与の支給等に関する事務に係る

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」が可決・成立し、平成24年4月1日から、箕面市、豊中市、池田市、豊能町及び能勢町に対し、府費負担教職員の任免、給与等の決定、休職及び懲戒に関する事務並びに研修に関する事務など、大阪府教育委員会の有する権限が移譲されることに決定しました。権限が移譲される事務のうち、豊能地区3市2町が共同で事務を処理することが効率的かつ効果的な事務については、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づく協議会を設置し、事務を行うこととしています。つきましては、当該協議会の設置に係る規約を定めるにあたり、同条第3項の規定に基づき、平成23年第3回箕面市議会定例会に対して議案を提出する必要があるため、箕面市長に協議するものです。

- 委員長（小川修一君）： 何かご質問、意見はありませんか。
- 委員（白石裕君）： 事務の共同処理の方式について、協議会方式とする説明がありましたが、事務を共同で処理する方式として協議会方式以外に何か方法はあるのですか。なぜ、協議会方式にしたのかを説明してください。
- 教職員課長（北村清君）： 地方公共団体が共同して事務を処理する方式としては、協議会方式の他、組合方式、機関等の共同設置、事務の委託などがありますが、人事権移譲に関するプロジェクト会議においては、共同事務処理の方式について、協議会方式か、機関等の共同設置方式のどちらを選択するのが良いか議論を重ねてきたところです。今回の人事権移譲に伴う採用選考等の実施に係る事務については、基本的には3市2町の合意を基本として進めていく性格の事務であることと、各市町それぞれの自主性を確保しながら、合意形成を図っていくものと認識しており、これらのことから協議会方式で実施してはどうかという、プロジェクト会議での議論でした。
- 委員（白石裕君）： 確認ですが、合意形成の方法としては、一番適切だということですね。
- 教職員課長（北村清君）： 事務処理の内容から見て、協議会方式が一番望ましいのではないかと考えています。
- 委員（坂口一美君）： 3市2町共同で事務を処理する協議会を設置するということが、この協議会の性格といいますか、事務の執行についてどのような効力を有することになるのか、簡単に説明をお願いします。
- 教職員課長（北村清君）： 地方公共団体の協議会の制度については、地方公共団体の区域を越えて適切な地域の行政を確保することを目的としており、地方自治法においては、事務の一部を共同して管理及び執行し、関係団体の協議により規約を定め、協議会を設置することができることとなっています。この協議会は、法人格を有しない共同執務組織としての性格を有し、協議会が教育委員会などの執行機関の名においてした事務の管理執行は、それぞれの執行機関がしたものとしての効力を持つこととなります。つまり、この協

議会は、関係地方公共団体の共通の執行機関たる性格を有し、協議会と執行機関との間には代理に相当する効果が認められることとなります。よって、協議会が担任する事務につき執行機関の名において行為をすれば、その効力は、直ちに執行機関に帰属することとなります。なお、内部の管理事務など、協議会の名においてする行為の効果は、協議会に帰属することとなります。

○委員（福井聖子君）： 協議会で事務の一部を共同で実施するとの説明がありました。共同で処理する事務とは、第4条に規定する事務のことと考えますが、共同処理する事務以外に、各市町で個別に処理する事務にはどのようなものがあるのでしょうか。

○教職員課長（北村清君）： 福井委員がおっしゃるとおり今回権限が移譲される事務には協議会で処理する共同事務と各教育委員会で処理する個別事務が発生します。大阪府からはおよそ30の事務が今回、移譲されることとなっていますが、基本的には第4条に規定する事務を共同で実施していくこととなります。ただし、この第4条に掲げる事務においても、例えば、採用時における健康診断や各市に採用された新任教職員が辞退するような場合、あるいは発令時の辞令作成や辞令の交付は各市教育委員会で行うこととなります。また、分限や懲戒処分については任命権者である教育委員会が処分権者となるので、これらは共同事務にはなじまなく、当然各市町の個別事務になってきます。共同あるいは個別の事務の振り分けについては、現在、豊中市が事務局であるプロジェクトチーム会議において、検討を重ねており、詳細を詰めている状況です。

○委員（白石裕君）： 協議会規約の第4条第1項第2号に「管理職等の任用に係る選考事務」、校長先生などの選考についてですが、この選考については人事権移譲後は、現行の選考制度と比較してどのような点が変わるのですか。少し、わかりにくいことがあるので、説明していただきたいのと、教員の選考事務も入っているのですが、それに関して、教職員の人事異動ですね、大阪府が行っていたのですが、これもこれまでと比較して何が変わるのか、教えてください。

○教職員課長（北村清君）： まず、現行の管理職の選考については、大阪府教育委員会の管理職選考要領に基づき実施していますが、これは各市町の教育委員会の教育長の推薦に基づき、筆答試験や面接試験を経て、大阪府教育委員会の教育長等で構成する選考委員会で決定され、任命権者である大阪府教育委員会が管理職に任命しています。人事権が移譲されると、管理職選考の主体は大阪府教育委員会から豊能地区3市2町の協議会に変わることになり、選考の実施方法等を規定する選考要領や選考委員会も、協議会が作成あるいは設置することとなります。また、任命権の移譲に伴って、管理職の任命も、大阪府教育委員会から各市町の教育委員会に変わります。教職員の人

事異動については、これまでは各市町の教育委員会の内申に基づき、大阪府教育委員会が最終の決定をしていましたが、人事権の移譲後は、内申がなくなり、各市町の教育委員会が人事異動を行うこととなります。

○委員（白石裕君）： 協議会に職員が置かれます。それは出向のようになるのでしょうか。各教育委員会事務局から入るのですが、その職員の身分の取扱いはどうなりますか。

○教職員課長（北村清君）： 協議会の職員については、規約の第9条に事務局の規定がありますが、第4項に職員は関係市町の教育委員会事務局の職員のうちから、教育長たる委員の同意を得て会長が選任することになっています。よって、協議会の職員は各教育委員会の職員の身分のまま、協議会の事務に従事することとなります。

○委員長（小川修一君）： 来年度から豊能地区の3市2町で採用選考や研修を実施していくこととなりますが、これらの実施の内容について、説明をお願いします。

○教職員課長（北村清君）： 採用選考については、当面の間、大阪府教育委員会と豊能地区3市2町の共同で実施する予定としています。今年度の採用選考においては、3市2町の職員が試験員となって実施するなど、そのノウハウを学んでいるところです。府教委との共同実施については、2～3年を目途と考えており、以後は、豊能地区単独で教職員採用試験を実施する予定としています。研修については、初任者研修及び10年経験者研修を3市2町共同で実施しますが、大阪府教育委員会が実施する研修への参加が効果的と判断できるものについては、こちらへの参加も検討しています。また、法定研修以外の指導改善研修や課題別研修については、各市町の教育委員会において個別で実施することとなっていますので、今後、カリキュラム等の準備を進めていくこととしています。

○委員長（小川修一君）： それでは、他に意見はないようですので、議案第49号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）： 次に日程第4、議案第50号「箕面市知の拠点づくりアクションプラン策定の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部知の地域づくり担当専任参事に求めます。

○知の地域づくり担当専任参事（一階世志明君）： 本件は、知の拠点である図書館のサービスを充実するため、図書館の運営全体を見直す「箕面市知の拠点づくりアクションプラン」の策定を提案するものです。

○委員長（小川修一君）： 図書館については、これまで、市の行政改革の中で常に課題となってきました。なかなか抜本的な改革ができず、平成20年度に策定された緊急プラン・ゼロ試案では、施設の統廃合や指定管理者制度を導入するなど、年度あたり5千500万円の経費を削減することが目標とされています。今年になって、小野原・止々呂美地区に図書館を新設するなどのサービスの充実とあわせて、ICタグシステムを導入するなどして、図書館の運営体制をより効率的に行うことで、緊急プラン・ゼロ試案の改革効果額を達成するという「図書館8館構想（たたき台）」が市内のプロジェクトチームから提示されました。この構想については、私たち教育委員会委員も多角的に何度も意見交換してきました。それがいろいろな場面で議論され、必要な修正も加えられて、今回、教育委員会の計画として、「知の拠点づくりアクションプラン」が提案された訳です。図書館の運営については、図書館協議会でさまざまな議論がなされてきましたが、去る8月18日に開催された図書館協議会での議論は、どんなものでしたか。

○知の地域づくり担当専任参事（一階世志明君）： 図書館サービスの充実及び運営体制の見直しについては、3月26日と4月27日に図書館協議会を開催いただき、「図書館8館構想（たたき台）」について議論していただきました。その後、図書館協議会から意見書が提出され、可能な部分はその内容を反映し、三鷹市の視察結果や図書館現場の実態を詳しく分析した結果を踏まえて、このアクションプランを策定しました。8月18日の図書館協議会では、小野原に新しい図書館を設置することや直営で図書館サービスを継続することなど、非常に評価すべきであるとの肯定的な意見がある一方で、図書館のめざすべきビジョンが重要であり、司書の役割を考えるならば、大幅な人員削減ではカウンター業務や市民協働など、十分な図書館サービスの展開ができなくなるのではないかなど、否定的な意見も出されました。長時間、熱心に議論いただいたのち、機械的に急激な人員削減をするのではなく、図書館サービスの状況を引き続き図書館協議会とともに検証しながら、段階的にアクションプランを進めることを確認して議論を終えました。

○委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員（白石裕君）： 図書館の空白地域である小野原と止々呂美に図書館2館を新設することや、資料費の倍増など、サービスが充実されるという面では非常に評価されるであろうかと思います。私自身は、指定管理者制度ではなく、直営で実施することは図書館を運営する上で大事なことだと考えており、それを維持していくことは、評価されることだと思います。しかし、一番懸念されることは、やはり人件費の削減です。9千7百万円もの人件費を削減する。つまり、配置人員を減らすこととなりますが、箕面市はこれまで市民にいろんなサービスを提供してきたので、そのようなサービスが

本当に継続されるのかなと思います。その中でも貸出や返却に限ってですが、ICタグを活用するとのことですね。三鷹市では、子どもからお年寄りまで、100パーセント利用して、良い結果を生んでいると聞きました。では、本市では、どのようにして100パーセントに持っていくつもりなのか、教えてください。

○知の地域づくり担当専任参事（一階世志明君）：三鷹市では、導入後、徹底して、利用者に自動貸出機の使用方法をご説明し、1か月で定着できたそうです。初めは戸惑っていたお年寄りや子どもたちも、使い方を覚えると楽しいと、とても好評で、逆に、いくら公務員に守秘義務があるといえども、例えば、病気の本など、これまで借りにくかった本も職員に知られずに借りられるので、利用率が35パーセント増加したということでした。そのため、本市でも、初めにしっかりと使い方を説明し、その便利さをご理解いただければ、みなさんに使っていただけるようになって、100パーセントが達成できると考えています。

○委員（福井聖子君）：ICタグを活用した機械化が図られても、今まで行ってきた市民との協働や子育て支援など、箕面市の図書館が大切にしてきたことは、より充実して行われるということで安心しました。機械で自動化すると、読書相談がしにくくなるのではないかという意見も聞きますが、要するに、司書がカウンター業務からより積極的にフロアに出て行く形に変わるのだろうと理解しています。しかし、ICタグという新しいものを導入することで、市民が自分で使いこなすところに大きなポイントがあって、さらに、司書さんたちのサービスをフロア業務として、自由に動き回りながら、意見を拾って、サービスを提供する。その意味では、大変期待しています。一方、知の拠点づくりといいますが、一体どんな拠点にしたいのかが見えにくい。司書でなければできないところと質の向上とは具体的にどのようなものか教えてください。

○知の地域づくり担当専任参事（一階世志明君）：カウンター業務の見直しを行っていますが、カウンター業務のほとんどが貸し借りや書架の整理です。それを市民の皆さんに自分で行っていただくことで、その部分を市民サービスの時間に充てることや人員の削減をしていきたいと思っています。図書館の質の向上、利用者とのコミュニケーションにシフトすることで、司書でなければできない仕事である選書や読書相談、レファレンスなどに重点を置いていきたいと思っています。それと、今まで、カウンターでの貸し借りが業務の中心となっていました。それを市民自身に行っていただくことにより、業務の中の相談部分が非常に特化されるのではないかと思います。また、司書率100パーセントにすることで、誰でも相談に応じられる体制を作りたい。そして、図書館が知の拠点として、いろいろなかたの相談に乗

って、読書相談のサービスをもっと充実していきたいと思っています。

- 委員(福井聖子君) : 読書相談とレファレンスと選書という答えでしたが、私も同じ考えです。図書館にどのような本がどんな風に置いてあるのかは非常に大事なことだと思います。また、図書館のことについて調べれば調べるほど、図書館は資料を収集し、提供できることが、図書館としての一番の強みなんだなとわかりました。このアクションプランが、「45年の歴史がある箕面市の図書館は」という始まり方をしていないのが、私自身は少しひっかかっているのです。箕面市は45年かけていて、しかも途中には、「市民とともに歩んで成長する図書館づくり」という構想を掲げて箕面市の政策として行ってこられたので、その歴史的な流れに則って、それを引き継いでほしい。「今まで箕面市がやってきたことを引き継ぎます。」とありますが、それは何なのか、そのようなものを組み込んだ資料ができるとより素晴らしいと思っていました。そのようなことを含んだ議論が乏しいと思っています。図書館が資料収集をして、例えば、会議で活用する役割を司書が担っていくのは、やはりこれだけ図書館数も増やすので、箕面市は図書館という、知の、情報の、集積されたものに支えられた議論のできる市であることをもっとアピールできるようになれば素晴らしいなと思います。知の拠点と言う場合に、何かそのようなものを描きたいなと思います。また、子どもたちの読書離れが、かたやすごく大きな問題です。学校の図書館にすごくがんばっていただいている。それは、すごく貴重なものです。ですが、基本的にもっと小さい年齢から親子が本に親しむ機会のある人のほうが読書習慣がつきやすい。機会のない人を学校図書館ですごく拾っているのが、今までの箕面市のデータでわかっていると思うのですが、子どもが生まれたら、図書館を利用するのが箕面市民なんだというぐらいのものを子育ての中に位置付けて、箕面市は知的な市民のいる市だともっと出せるようになれば、本当に知の拠点になるのではないかと思うのです。このようなことを大切にしながら、司書さんたちの人員削減がどれぐらいできるのか検証を行っていく必要があると思います。また、この3年間かけての見直しの中で、箕面市の図書館8館をどう使って、どのような市にしていくのかの展望も入れていただけたらいいなと思います。

- 知の地域づくり担当専任参事(一階世志明君) : このアクションプラン自体は、今までの図書館サービスや運営を変えるのではなく、貸し出し方法の変更などを行っていきたいと考えており、今までの図書館サービス、大切にしてきたことは、今までどおり継続していく。なおかつ、今まで効率化が図られてこなかったところを効率化して、より一層図書館が使いやすいところになるように運営していきたいと思っています。知の拠点と申しているとおりに、資料購入費も倍増されますので、地域資料や専門書なども今まで以上に揃えて、図書館に行けばすべてがわかるように、どんな相談にも応じられる

ような図書館にしたいと思っています。

- 委員（坂口一美君）：三鷹市での話を聞いていますと、システム化で作業を軽減して、対人サービスを強化していく。レファレンスなどを充実させるとのことですが、三鷹市は成功例ですが、例えば、もともと入れるハードのシステムは、メーカーによってどれほどの違いがあるのか、どれだけの効果が得られるのかを教えてください。
- 知の地域づくり担当専任参事（一階世志明君）：現在、箕面市立図書館では三菱電機のシステムを使用しており、三鷹市は、サン・データシステムというIBMの協力会社です。三菱電機も従来からICタグシステムを構築しており、持っていないノウハウ等については、箕面市から提供しながら、開発を進めていきたいと考えています。また、開発に当たっては、成功事例を参考にしながら、より使いやすい、箕面市独自のシステムを構築したいと考えています。
- 委員（坂口一美君）：せっかくシステム化するのでですから、機能的に良いものを、レファレンスが充実できるようなものにしていただけたらと思います。それと、アクションプランの実施スケジュールの確認ですが、今年度、予定どおりシステムの整備ができ、平成24年4月から自動貸出機等のICタグシステムが稼働したとして、配置人員の見直しはいつから実施されるようになりますか。
- 知の地域づくり担当専任参事（一階世志明君）：ICタグシステムについては、平成24年4月からの稼働を目指しています。最初は、利用方法の説明に労力が必要ですので、導入当初の人員削減は考えていません。三鷹市では1か月で利用者がマスターされたということですが、本市は例年、4月と7月に人事異動を行っています。その定着状況を見ながら、7月の人事異動で第1弾の見直しを実施する予定にしています。そして、検証作業を行いながら、翌年の4月に内部業務の中央への集中化を行い、それによって、第2弾の見直しを行う予定です。
- 委員（坂口一美君）：定着状況を見ながら、検証をして、段階的な見直しを進めるということですが、それで間違いはないですか。
- 知の地域づくり担当専任参事（一階世志明君）：図書館協議会でも議論がありましたとおり、十分検証しながら行っていきたいと考えています。
- 委員（白石裕君）：私もその点が気になっております。まったく新しい試みなので、うまくいくかどうかはわかりません。その意味で、進めていって、やはり、どうもうまくいかないということであれば、人員を増やすなどの手を打っていただきたい。また、従来やってきた子育て支援やいろいろな対人サービスについては、先ほどの説明にもあったとおり、従来のまま継続して実施されるのですね。そのやり方はいろいろあるかと思うのですが、この

2点を確認させていただいたと理解します。また、福井委員がおっしゃっていましたが、知の拠点というタイトルについて、私は非常に気に入ったのですが、また、気にもなります。図書館が知の拠点であることは大事なことだと思います。だったら、本来はお金をもっとかけないといけないと思います。しかし、このような財政状況です。また、アクションプランはなかなか考えられているものだと私は思うのですが、今後、高度な情報社会が進展する中で、図書館が、市民や行政、教育などいろいろなものに役立つようなもっと高度な機能を備えた、本当に名実ともに知の拠点になるようにしてもらいたいものです。

○委員長（小川修一君）：総じて言えば、この案は、箕面市の図書館の充実ぶりから言えば理解できるが、懸念されることも多々あるということができました。これは、この間の歴史的な経緯を考えれば、長年の懸案であった図書館の改革がここで具体化する、智恵を集結した教育委員会の素案が出てきたのです。その図書館の改革が、サービスの充実を基本にしている。しかしながら、厳しい側面もあると思います。図書館職員が一丸となって、改革に取り組んで、箕面市がこれまで大切にしてきた長年の歴史にある図書館の使命を維持しつつ、改革を行いたいというのが、その意だと思います。図書館サービスの維持・継続を大切にしながら、新たなシステムに対応していくことがこの案の根底にあるのだと思います。私たち教育委員会委員もその状況が進んでいく中で、定期的にチェックすることも必要だと思いますし、検証し、よりよい方法をとっていく必要があると思います。それぞれの委員さんから懸念される意見が出てきましたが、その根底にあるのが、図書館のあり方をよりよく進めようとしているためだと思います。

○委員長（小川修一君）：それでは、他に意見もないようなので、議案第50号を採決します。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）：次に日程第5、議案第51号「箕面市教育委員会所管に係る平成23年度箕面市一般会計補正予算（第4号）の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

○教育政策課長（井口直子君）：本件は、平成23年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る平成23年度箕面市一般会計予算を補正する必要が生じたので、平成23年第3回箕面市議会定例会への議案提出にあたり、市長に要請するため、提案するものです。なお、この補正予算は、平成23年第3回箕面市議会定例会において可決された後

に執行するものです。

- 委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。
- 委員長（小川修一君）：教育推進部学校管理課の南小学校教育振興事業（臨時）と止々呂美中学校管理運営事業（臨時）の補正について、具体的にはどのようなことを実施しますか。
- 学校管理課長（清水宏志君）：南小学校については、教材に活用して欲しい旨の寄附金をいただいたので、それにより臨時の事業を設けました。消耗品費はフラフープのような遊具、庁用器具費は学校図書館に置く木製回転書架、教材教具費は和太鼓やアコーディオン、琴などを購入する予定です。止々呂美中学校についても、エアコンを設置して欲しい旨の寄附金をいただいたので、プレイルームに2機設置する予定です。
- 委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第51号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。
- 委員長（小川修一君）：以上をもちまして、本日の会議日程は終了しましたが、各委員から教育行政に係ることで何かありませんか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、本日の会議日程はすべて終了し、付議された案件、議案4件はすべて議了しました。
- 委員長（小川修一君）：これをもちまして、平成23年第2回箕面市教育委員会臨時会を閉会とします。

（午後3時38分閉会）

以上のおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

坂口 一美